



少子化対策と消費生活



2007年5月19日
あすか倶楽部講演

衆議院議員・日本学会議会員

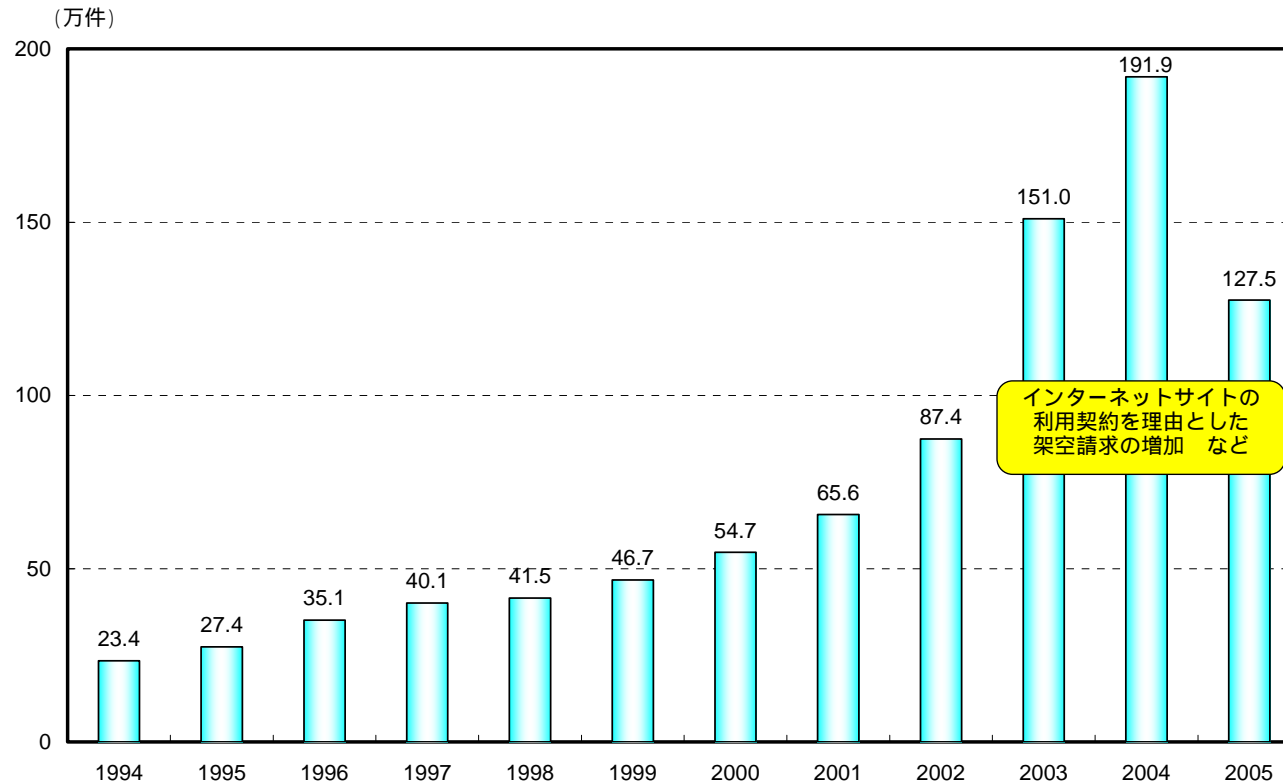
政治学博士

猪口邦子

消費者被害の増加

消費生活に関する苦情・相談件数は年々増加。
2005年度には約128万件と、1994年度に比べ約6倍となっている。そのうち、契約・解約に関する相談が約83%を占める（販売方法に関する相談は45%）。

国民生活センター・消費生活センターに寄せられた苦情・相談件数



1. 国民生活センター、全国の消費生活センターに寄せられた苦情・相談件数のうち、2006年5月末現在で全国消費生活情報ネットワーク・システム（PIO-NET）に登録された件数。

2. これらのうち架空請求事案に関する苦情・相談件数は次のようになっている。

2000年度	15,071件	2001年度	17,308件	2002年度	75,749件
2003年度	483,301件	2004年度	675,516件	2005年度	260,811件

消費者契約法に基づく消費者の利益擁護

消費者契約法に関連した判決は2006年8月末現在で約100件となっている。特に以下の分野では多くの裁判例が集積してきており、消費者の利益擁護に相当程度の効果が現れている。

➤ 学納金返還訴訟

- 大学合格後、入学を辞退した受験生が、前納した学納金（入学金・授業料等）の返還を求める訴訟。大学側は学納金を返還しないとする旨の特約についての有効性を主な争点とし、2006年11月27日に最高裁判決が示された。
- 最高裁第二小法廷は、在学契約等に係る不返還特約のうち平均的な損害を超える部分に限って消費者契約法9条1号によって無効とされるとして、授業料等の返還を大学側に命じた一方で、入学金についてはとして大学側は返還義務を負わないとした。

➤ 敷金返還訴訟

- 借家明渡し後、賃借人が賃貸人に対して前納した敷金の返還を求める訴訟。「自然消耗分も含めて賃借人の負担」等とする特約についての有効性を主な争点としている。
- 特約については、著しく賃借人の権利を制限しまたは賃借人の義務を加重する条項であり、消費者契約法10条により無効とする判決が主流となっている。

➤ 不実告知に基づく取消し

- ファッションリングの購入契約における当該リングの価格について、一般的な小売価格がせいぜい12万円程度であるものを41万4000円程度である旨告げたことについて取消しを認めた。

➤ 不退去に基づく取消し

- 自宅の床下に拡散送風機等を設置する請負契約を締結するにつき、消費者が必要ないと言っているにもかかわらず、午前11時ころから午後6時30分ころまで勧誘して契約を締結したことについて取消しを認めた。

消費者団体訴訟制度の創設

制度創設の背景

消費者契約に関連した被害は、同種の被害が多数発生。

被害を受けた消費者については消費者契約法により個別的・事後的に救済することはできるが、同種の被害の広がりを防止することは困難。

消費者被害の発生・拡大を防止するため、事業者の不当行為自体を抑止する方策が必要。

消費者全体の利益を守るため、一定の消費者団体に、事業者の不当な行為に対する差止請求権を認める制度（＝消費者団体訴訟制度）を早期に導入することが必要。

こうした制度は、我が国に先駆け、EU諸国において広く導入されている。

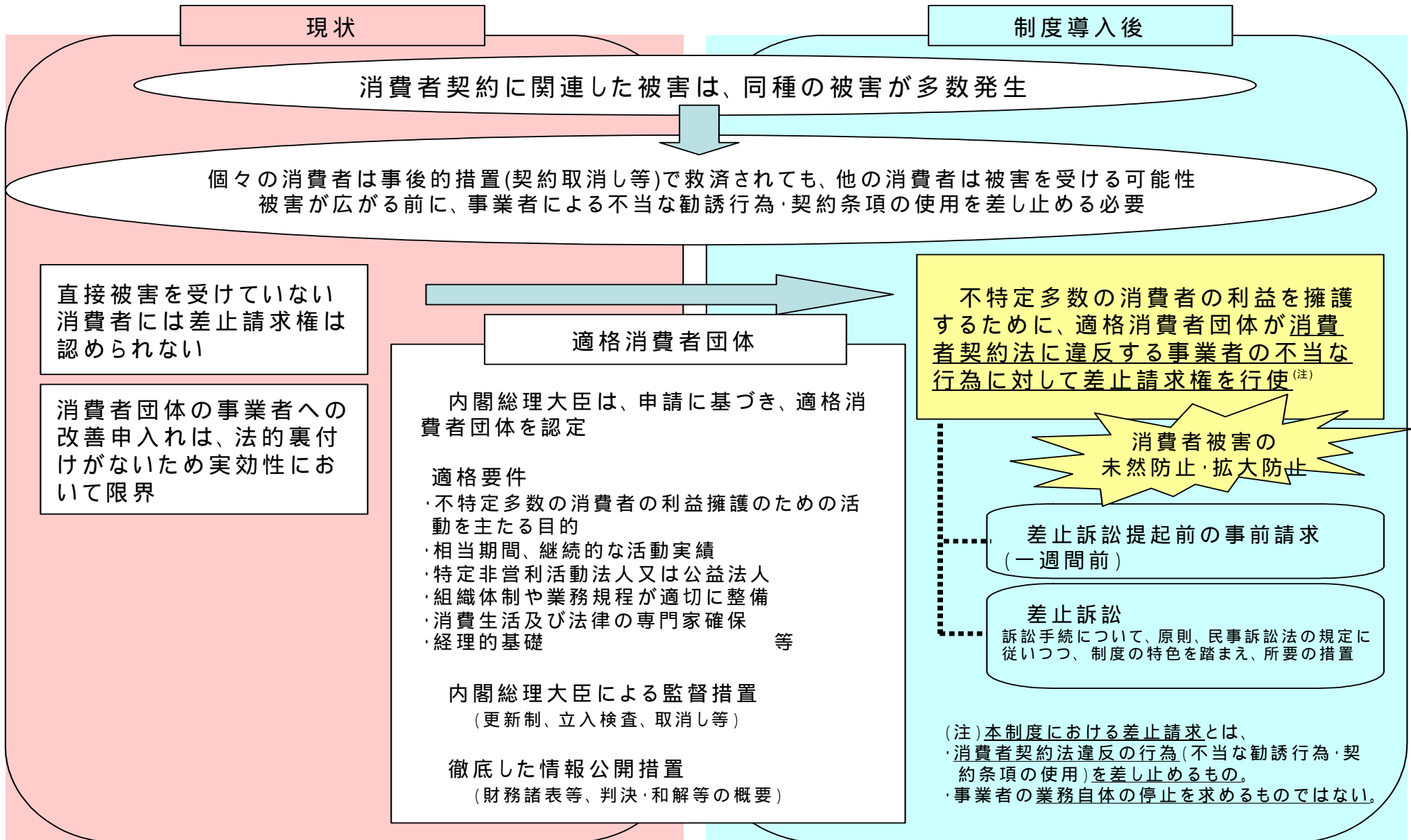
政府内における検討

政府では、消費者契約法制定時の附帯決議（2000年4月）や司法制度改革推進計画（2002年閣議決定）等を踏まえ、内閣総理大臣の諮問機関である国民生活審議会消費者政策部会の下に専門の検討委員会（消費者団体訴訟制度検討委員会）を設置し、制度の具体的内容を検討（2004年4月～2005年6月）。

国会審議

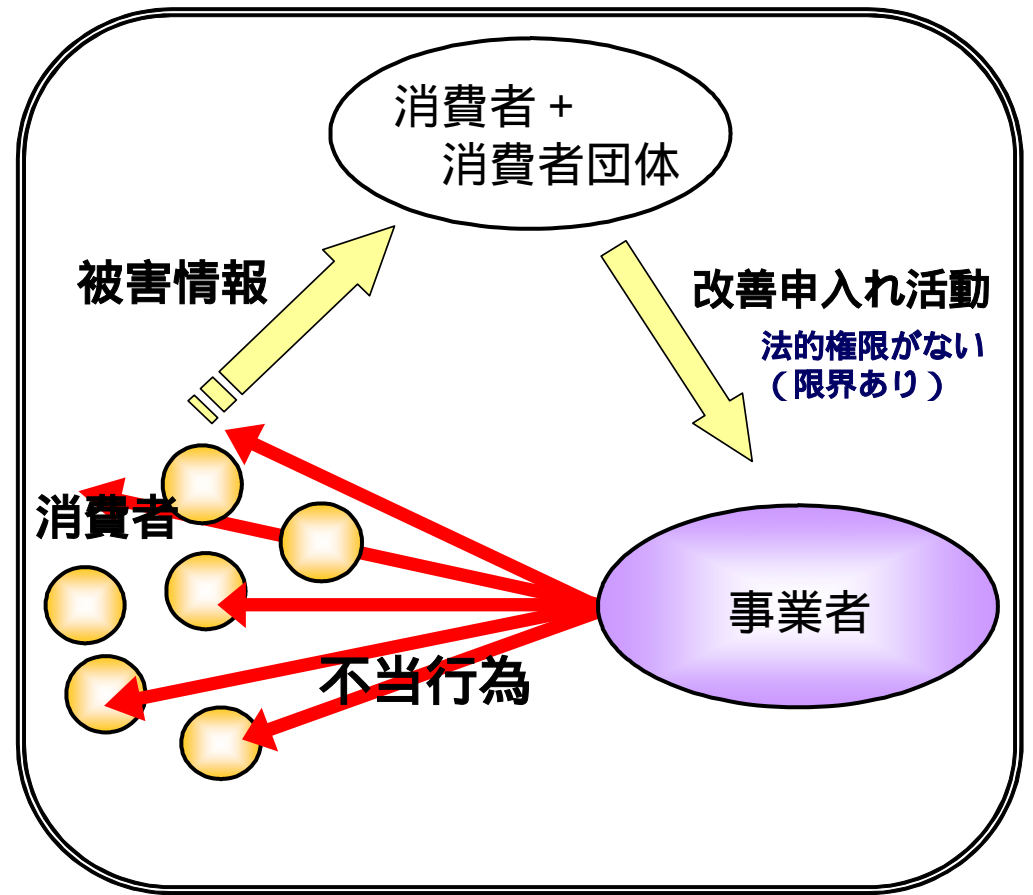
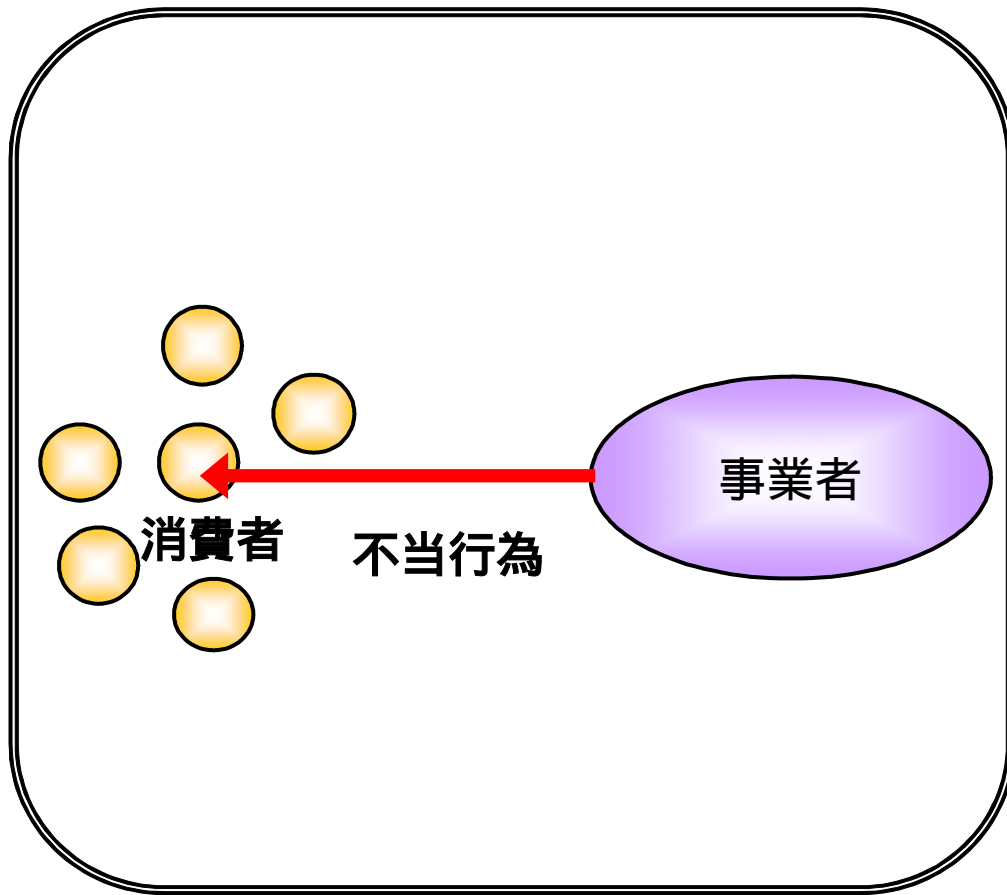
内閣府では、消費者団体訴訟制度検討委員会の報告書（「消費者団体訴訟制度の在り方について」（2005年6月23日））を踏まえ、消費者団体訴訟制度を法案として具体化する作業を行い、消費者契約法の一部を改正する法律案をとりまとめた。同法律案は2006年3月3日に閣議決定され、同日、国会に提出。衆参両院における審議を経て2006年5月31日に全会一致で成立し、6月7日に公布された。（2007年6月7日施行）

消費者団体訴訟制度の概要



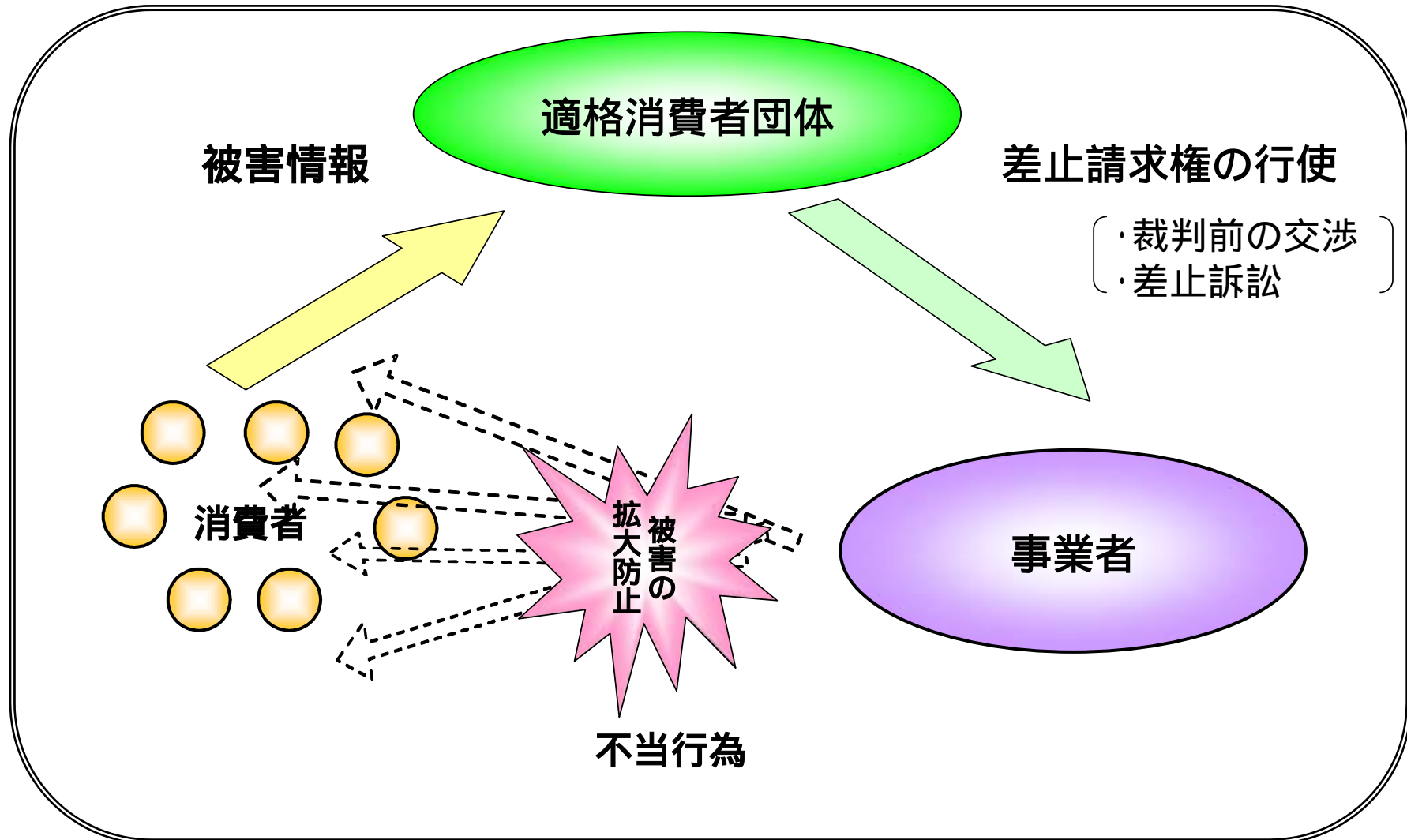
消費者団体訴訟制度の効果

現 状



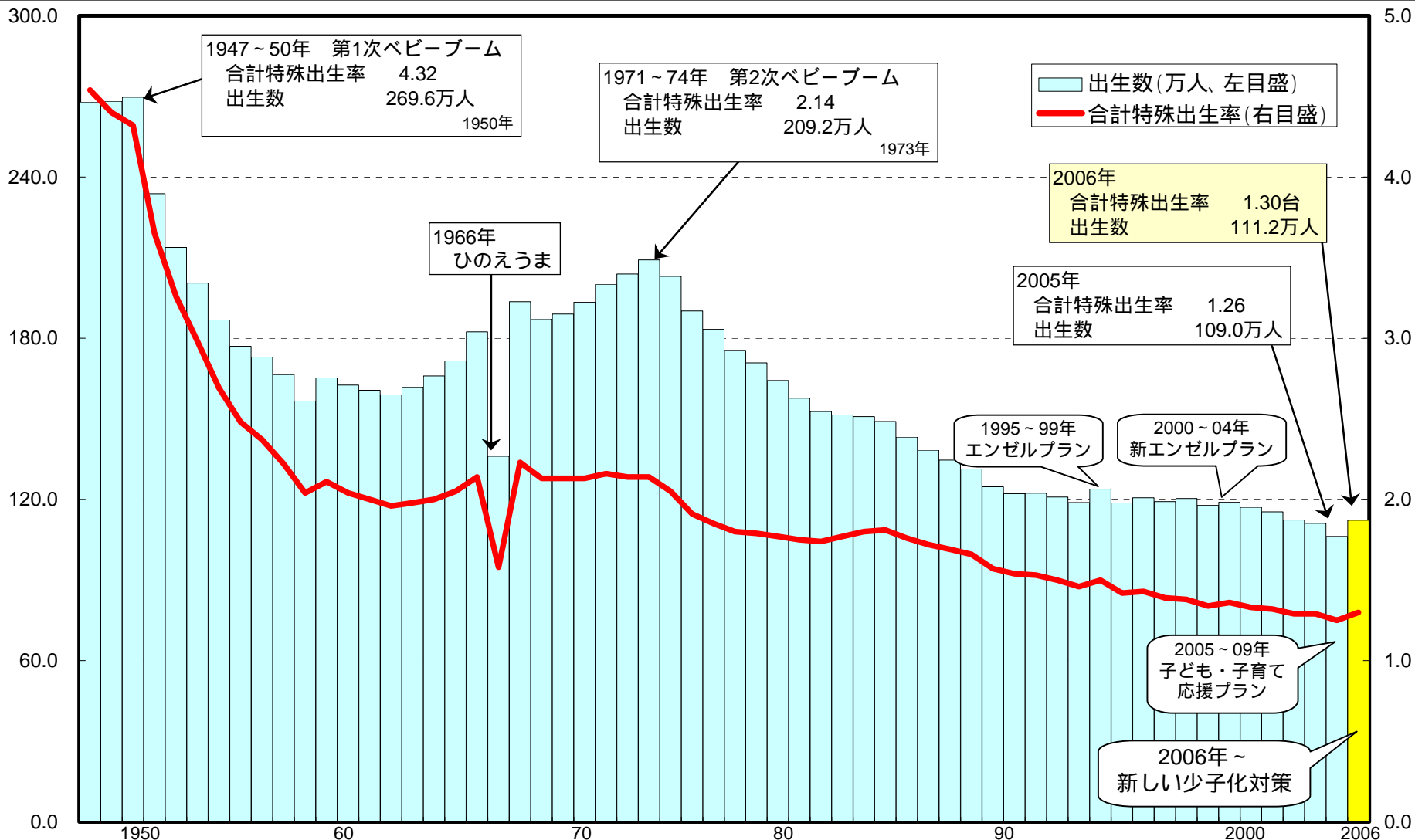
消費者団体訴訟制度の効果

消費者団体制度導入後



出生数及び合計特殊出生率の推移

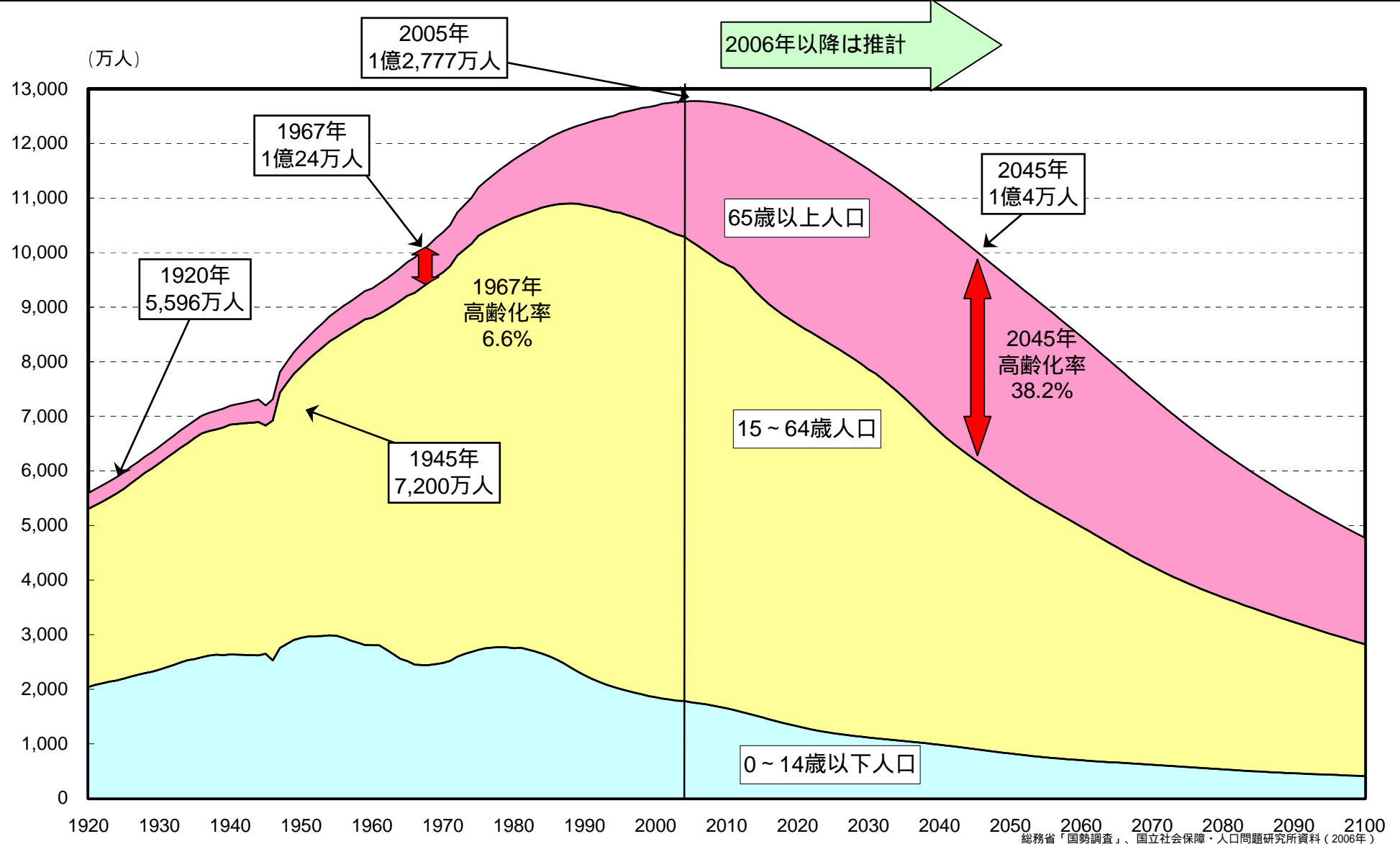
1971年～1974年の第2次ベビーブーム以降、30年間にわたって出生数、合計特殊出生率ともに減少傾向にあったが、2006年の出生数は1,112,278人と前年を3万人以上上回り、少子化の流れが変わり始めた。2006年の出生数の伸びは1994年に51,672人増加して以来12年ぶりの大きな増加である。この結果、2006年の人口は26,885人の自然増となり、戦後初めて人口減少を記録した2005年から回復した。



厚生労働省「人口動態統計」2005年、2006年の出生数は人口動態統計速報を基にしたもの

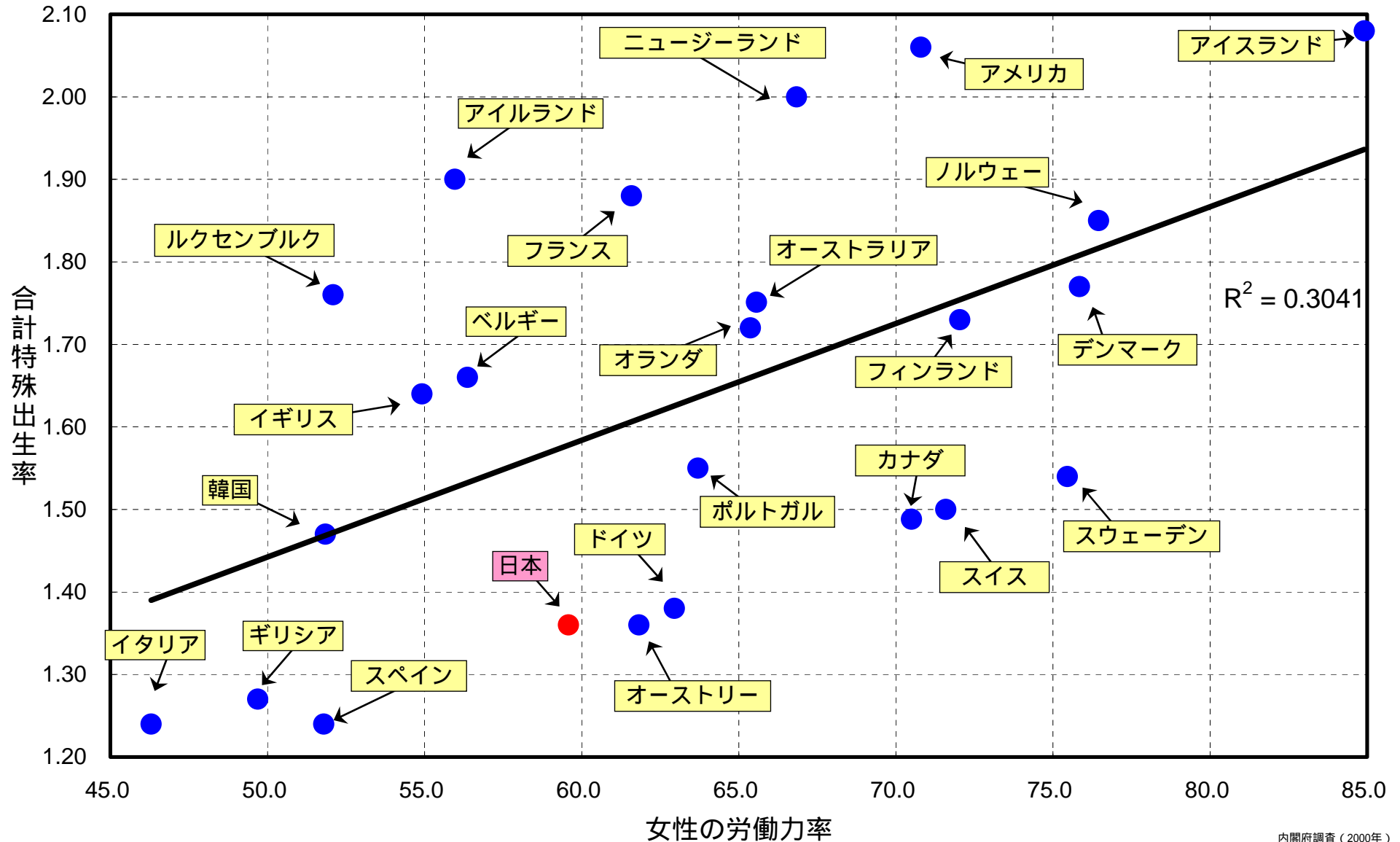
超少子高齢社会の到来

少子化が進行すると、2045年には我が国の総人口は1億人程度となる。
日本の人口が初めて1億人を超えた1967年には高齢化率（総人口に占める65歳以上人口の割合）は6.6%であったが、2045年の高齢化率は38.2%に達することが見込まれている。



出生率と女性の労働力率との関係

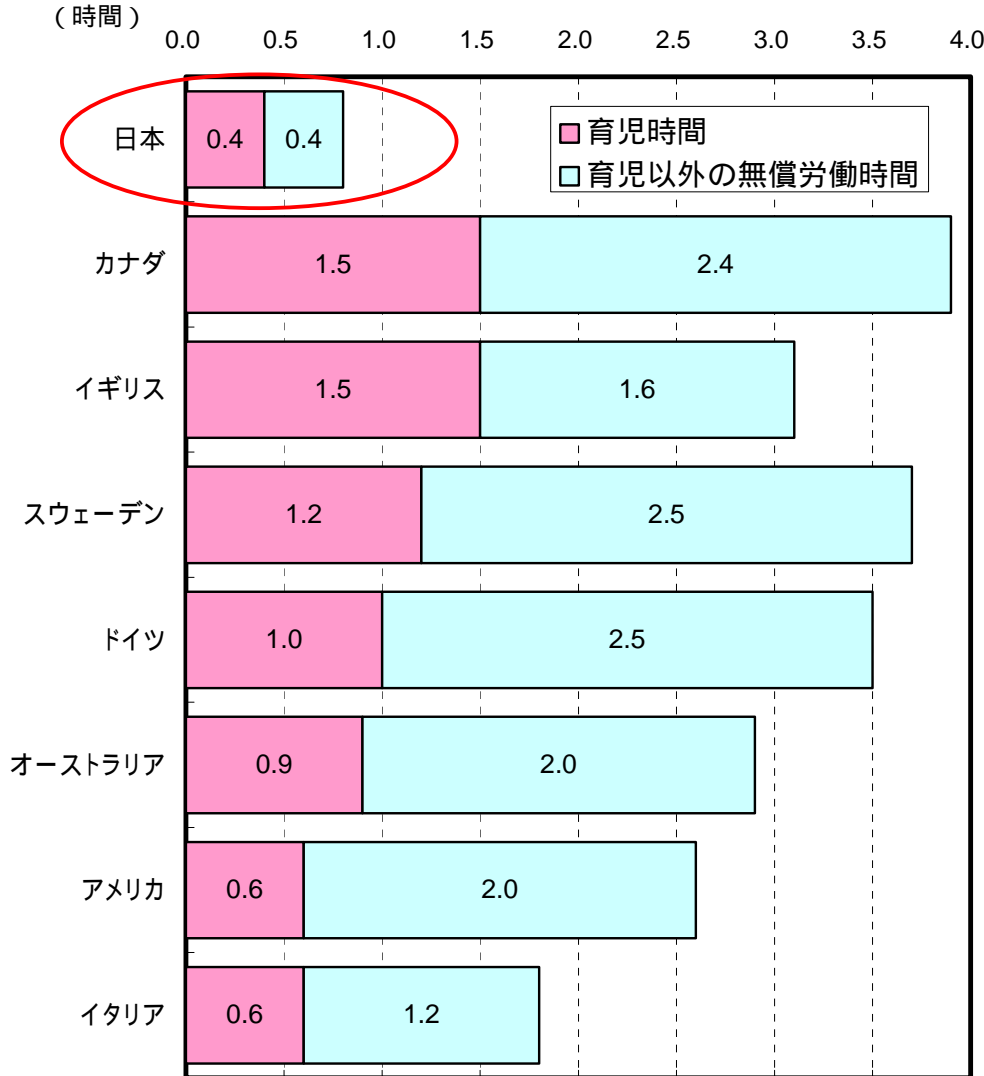
OECD加盟24か国における女性労働力率と合計特殊出生率をみると、2000年時点では、女性労働力率が高い国ほど、出生率も高い傾向にある。



男性の家事・育児時間

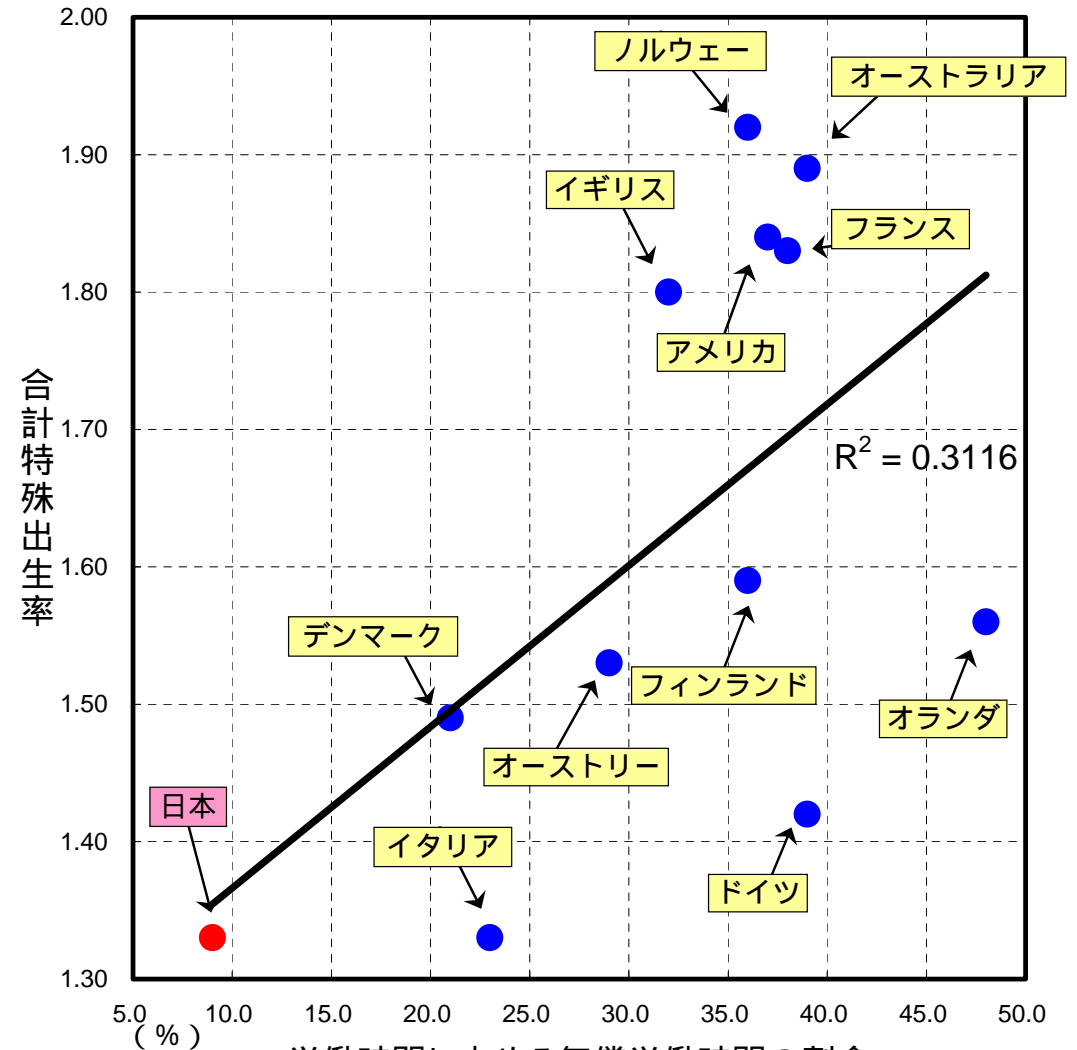
我が国の男性の家事・育児に費やす時間は世界的にも最も低い水準となっている。また、男性の家事・育児時間が少ないと出生率も低い傾向にある。

5歳未満児のいる家庭の夫の育児、家事時間



OECD「Employment Outlook」、総務省「社会生活基本調査」(2001年)

男性の家事、育児時間と出生率



新しい少子化対策について

2005年10月31日

第三次小泉改造内閣において初の専任の少子化担当大臣設置

2005年11月25日～2006年5月15日

少子化社会対策推進専門委員会（議長：少子化担当大臣）

2005年12月18日～2006年4月22日

少子化担当大臣と地方自治体トップとのブロック会合

2005年12月18日 九州(熊本県熊本市)
2006年1月7日 東海・北陸(石川県金沢市)
2006年2月4日 四国(徳島県鳴門市)
2006年2月12日 南関東(神奈川県横浜市)
2006年2月19日 北関東(茨城県水戸市)

2006年3月25日 近畿(福井県福井市)
2006年4月1日 中国(広島県広島市)
2006年4月9日 東北(山形県山形市)
2006年4月16日 北海道(北海道札幌市)
2006年4月22日 東京(東京都港区)

2006年5月15日

少子化社会対策会議（議長：官房長官）

「これからの少子化対策について」決定

2006年6月20日

少子化社会対策会議（会長：内閣総理大臣）

「新しい少子化対策について」政府決定

子育て支援策・働き方の改革
の2軸を中心に幅広い施策を網羅

新しい少子化対策について

子育て支援策

新生児・乳幼児期（妊娠・出産から乳幼児期まで）

出産育児一時金の改善による事実上の出産無料化
妊娠中の健診費用軽減
不妊治療の公的助成の拡大
妊娠初期の休暇などの徹底・充実
産科医等の確保などの産科医療システムの充実
児童手当制度における乳幼児加算の創設
子育て初期家庭に対する家庭訪問を組み入れた子育て支援ネットワーク（「こんにちは赤ちゃん事業」）の構築

未就学期（小学校入学前まで）

全家庭を対象とする地域における子育て支援拠点の拡充
待機児童ゼロ作戦の更なる推進
病児・病後時保育、障害児保育等の拡充
小児医療システムの充実
行動計画の公表等次世代育成支援対策推進法の改正の検討
育児休業給付の引上げなど育児休業や短時間勤務の充実・普及
事業所内託児施設を含め従業員への育児サービスの提供の促進
子どもの事故防止策の推進
就学前教育についての保護者負担の軽減策の充実

小学生期

全小学校区における「放課後子どもプラン」の推進
スクールバスの導入等、学校や登下校時の安全対策

中学生・高校生・大学生期

奨学金の充実等
学生ベビーシッター等の推奨

働き方の改革

若者の就労支援

キャリア教育の強化によるフリーター・ニート化の防止
年長フリーターの正社員化支援 等

パートタイム労働者の均衡処遇の推進

法整備を含めた施策の強化

女性の継続就労・再就職支援

育児休業の取得促進・育児期の短時間就労等の仕事と育児の両立支援策の充実

女性の再就職支援のための学習機会の提供 等

企業の子育て支援の取組の推進

子育て支援制度を導入した企業への財政的支援
入札手続き時における企業努力の反映

長時間労働の是正等の働き方の見直し

法整備を含めた施策の強化

働き方の見直しを含む官民一体子育て支援推進運動

「仕事と生活の調和」の実現を目指す

（その他の重要な施策）

子育てを支援する税制等を検討

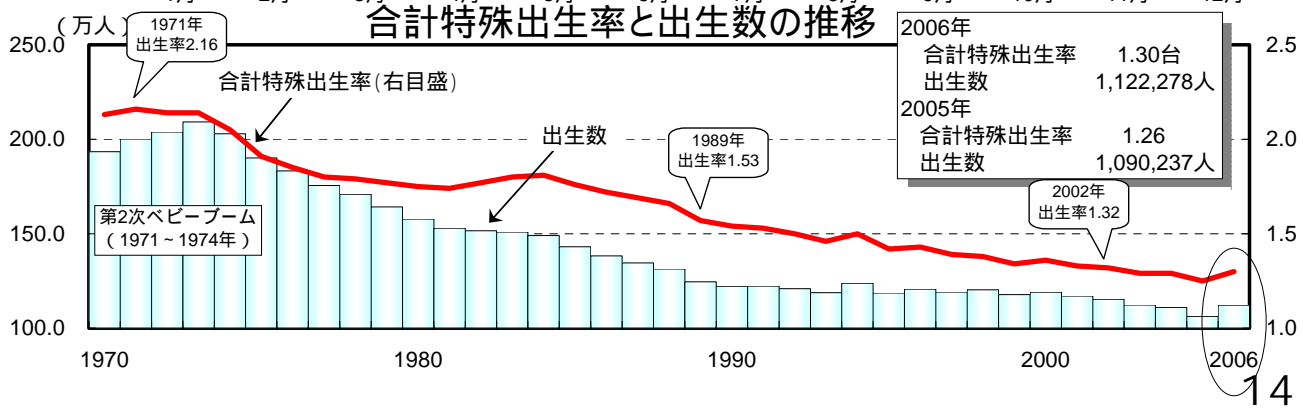
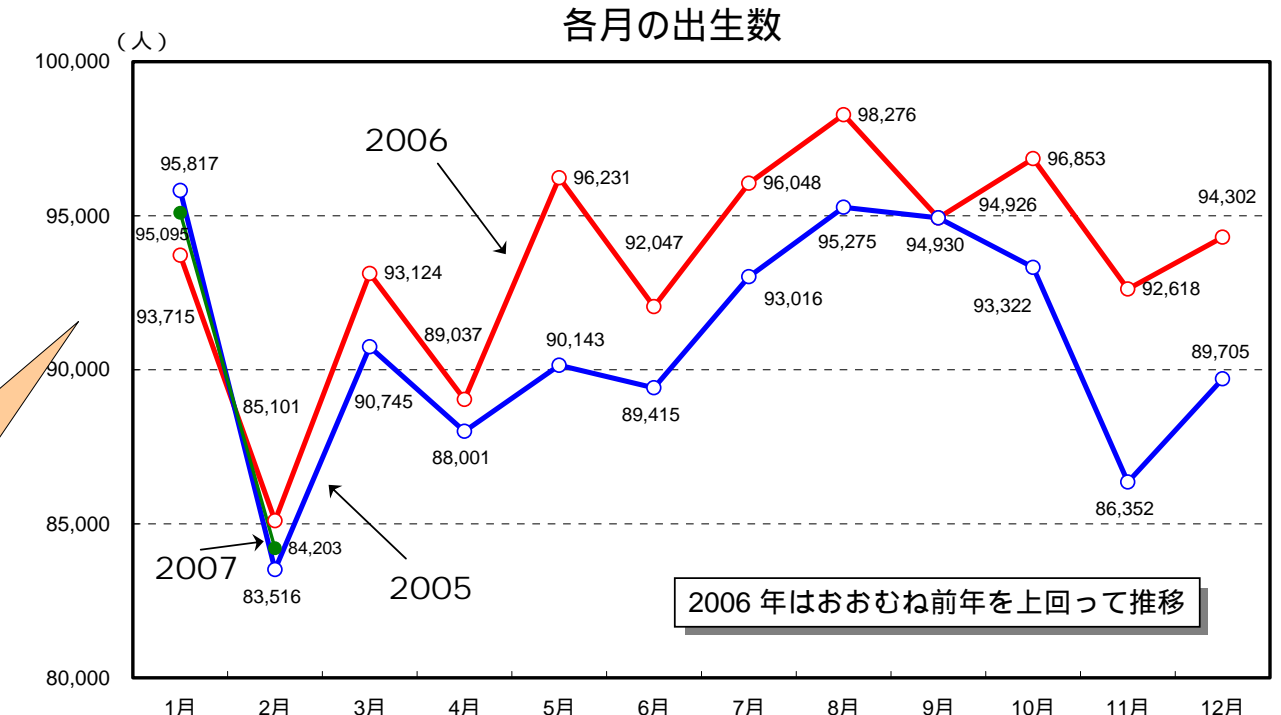
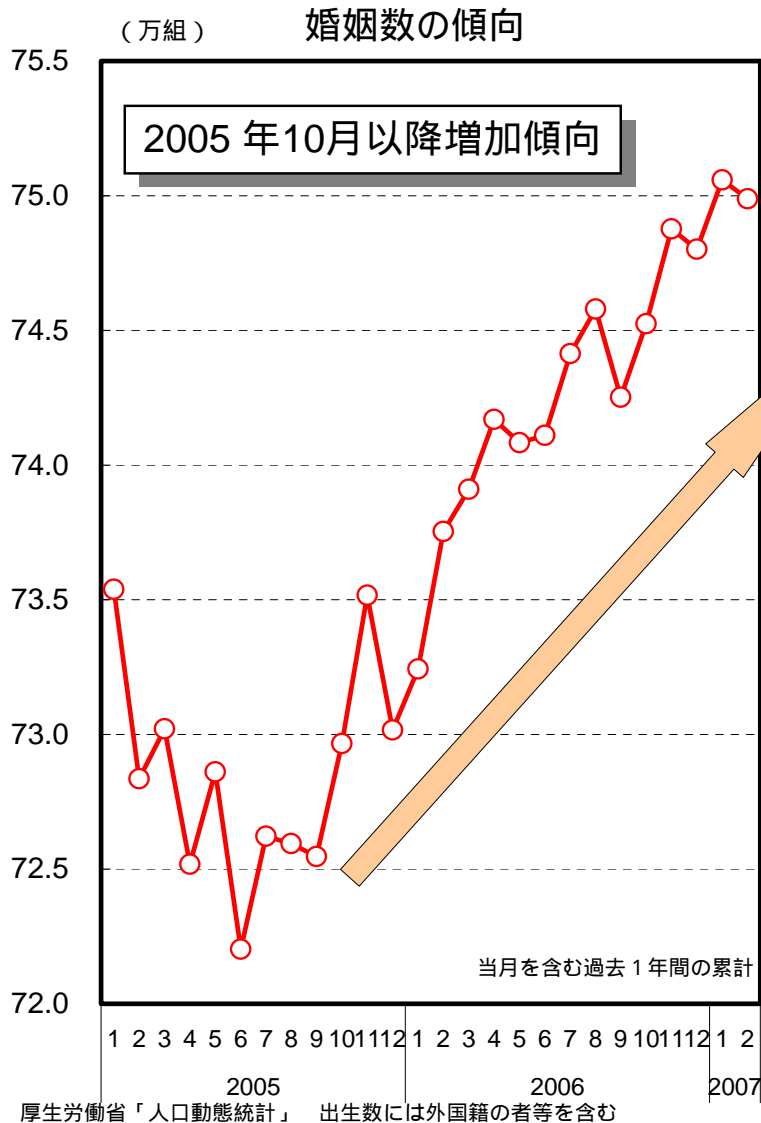
里親・養子縁組制度の促進と広報・啓発
児童虐待防止対策及び要保護児童対策の強化

食育の推進

家族用住宅、三世帯同居・近居の支援 など

婚姻数・出生数の動向

2005年10月に初の専任の少子化担当大臣（猪口邦子衆議院議員）が就任して以降、婚姻数は増加傾向にある。
 2006年の出生数は年間で1,122,278人となり、2005年を32,041人上回って出生数の減少傾向は2006年には反転した。
 2006年の出生数の伸びは1994年に51,672人増加して以来12年ぶりの大きな増加である。
 この結果、2006年の人口は26,885人の自然増となり、戦後初めて人口減少を記録した2005年から回復した。





ご静聴ありがとうございました。

ご質問等ございましたら、下記までご連絡ください。

猪口邦子連絡先

(電話) 03 - 3508 - 7271 (FAX) 03 - 3508 - 3130

(E - mail) network@kunikoinoguchi.jp

URL <http://www.kunikoinoguchi.jp/>